

2) 国

①依存症全般に対する取組

【厚生労働省】

厚生労働省では、平成 24 年 11 月から平成 25 年 3 月にかけて、これまでの依存症に対する取組、調査・研究結果等や、有識者や医療機関、行政、自助グループや回復施設等の自助団体の意見を踏まえつつ、依存症を取り巻く現状や課題、今後必要と考えられる取組について検討を実施した。

その結果、平成 25 年 3 月に、「依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会報告書」を取りまとめた。

報告書の概要は、以下のとおりである。

| 依存症者に対する医療及びその回復支援に関する検討会報告書概要 | |
|--------------------------------|---|
| 検討の背景 | <p>依存症は適切な治療と支援により回復が十分に可能な疾患である一方、依存症の治療を行う医療機関が少ないことや、治療を行っている医療機関の情報が乏しいこと、依存症に関する効果的な治療方法が見つからないことなどの理由により、依存症者が必要な治療を受けられないという現状があるため、具体的な対応策の検討が喫緊の課題</p> |
| 今後必要と考えられる取組 | <p>①本人や家族が気軽に依存症に関する相談ができる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人やその家族が身近に相談できる場所を積極的に周知すべき 国と学術団体等の関連団体が協力して相談支援ガイドラインを策定することが望ましい 医療機関や精神保健福祉センター、保健所などの関係機関の相談員に対し研修を実施することが望ましい <p>②医療機関、行政、自助団体の連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国において地域における依存症対策の実態把握についての調査が求められる 関係機関同士の連携を図るガイドラインを策定し、適宜、関係機関同士が連携を図ることが望ましい 精神保健福祉センターの家族教室を充実させるとともに、専門相談員を配置し、相談支援や関係機関の連携・調整を図ることが望まれる <p>③必要な医療を受けられる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連団体が医療関係者向けの依存症診療ガイドラインを策定し、医療関係者向けの研修や教育カリキュラムを充実させることが望まれる 国と都道府県が連携して、各都道府県に1箇所以上の依存症治療拠点機関の整備し、地域全体の依存症に対する診療機能の向上を目指すことが期待される 依存症の効果的な治療薬、心理社会的アプローチの開発には、国の研究開発への支援、治療効果の評価が期待される <p>④当事者の状況に応じた回復プログラムの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関で提供される回復プログラムについて、国と関係機関が連携して、当事者が必要な回復プログラムを受けられるような環境整備が望まれる 国の支援により、関連団体が患者の個別の状態像に応じた回復プログラムの研究・開発が期待される <p>⑤地域における本人やその家族の支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、精神保健福祉センターや保健所が主体となって、地域住民に対し依存症についての普及啓発活動を行うべき 精神保健福祉センターで家族向けの研修会を充実させることが望ましい 国の支援により、関連団体が家族向けの回復支援プログラムを開発し、家族の回復を図ることが期待される |

出典：厚生労働省ホームページ

この報告書等を受け、次に掲げる 4 本の柱に沿って、各種施策を実施している。

ア 相談・指導

全国の精神保健福祉センター及び保健所にて相談・指導を実施している。

また、精神保健福祉センター及び保健所での依存症に係る相談件数は、厚生労働省で実施している統計調査で把握している。

イ 人材育成

依存症回復施設職員や依存症者の家族に対する研修を実施している。

また、平成 27 年度からは、全国の精神保健福祉センターの職員に対する研修を実施している。

依存症回復施設職員研修等事業

平成26年度予算額：6,724千円（平成25年度：6,844千円）

依存症回復施設職員研修（平成22年度～）

対象：依存症回復施設職員（DARC,MAC）等

【目的】

依存症回復施設職員に対して、依存症に関する医学的知識や利用可能な社会資源に関する研修を行い、依存症への対応力を一層強化する。

【内容】

- 「依存症」に関する基礎的な知識
- アルコール、薬物の身体への影響
- 依存症者が利用可能な社会支援
- 基礎的なカウンセリング技法 等

依存症家族研修（平成24年度～）

対象：依存症家族及び依存症家族に対し相談支援等を行っている者

【目的】

長期間依存症者の問題行為に巻き込まれ、消耗した家族へのケアが必要である。このため、依存症家族等に対する研修を行い、依存症を支える家族関係や依存症に関する正しい知識、再発を早期に発見できる観察者の役割を果たすために必要なスキル等についての習得・理解を図る。

【内容】

- 依存症家族に対する心のケア
- 依存症家族の依存症に対する正しい知識の習得
- 依存症者への接し方 等

DARC²⁷、MAC²⁸

出典：厚生労働省ホームページ

²⁷ DARC…覚醒剤、有機溶剤（シンナー等）、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

²⁸ MAC…アルコール依存症からの回復の手助けをする「アルコール依存症リハビリテーション施設」。利用者がマックプログラム（お酒を飲まない生き方）を身につけ、その人らしい生き方を達成することができるよう支援する。

ウ 地域体制整備

依存症者やその家族が、適切な治療や支援に容易にアクセスできるよう、地域体制の整備を実施している。

また、平成 27 年度からは、精神保健福祉センターにおいて、認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等を実施することができるよう、経費の助成を行っている。

地域依存症対策支援事業

平成26年度予算額：19,810千円（平成25年度：31,350千円）

1. 事業概要

平成 24 年度から 26 年度にかけてのモデル事業として、依存症者の家族を支援するため、保健所又は精神保健福祉センターに家族支援員を設置するほか、研修事業等を全国 5 道県（※）において実施するもの。

（※）北海道、栃木県、三重県、広島県、福岡県

2. 事業内容

○ 家族支援員の設置（8,525千円）

本事業実施自治体において、「家族支援員」を設置し、依存症家族に対する相談支援等を行う。

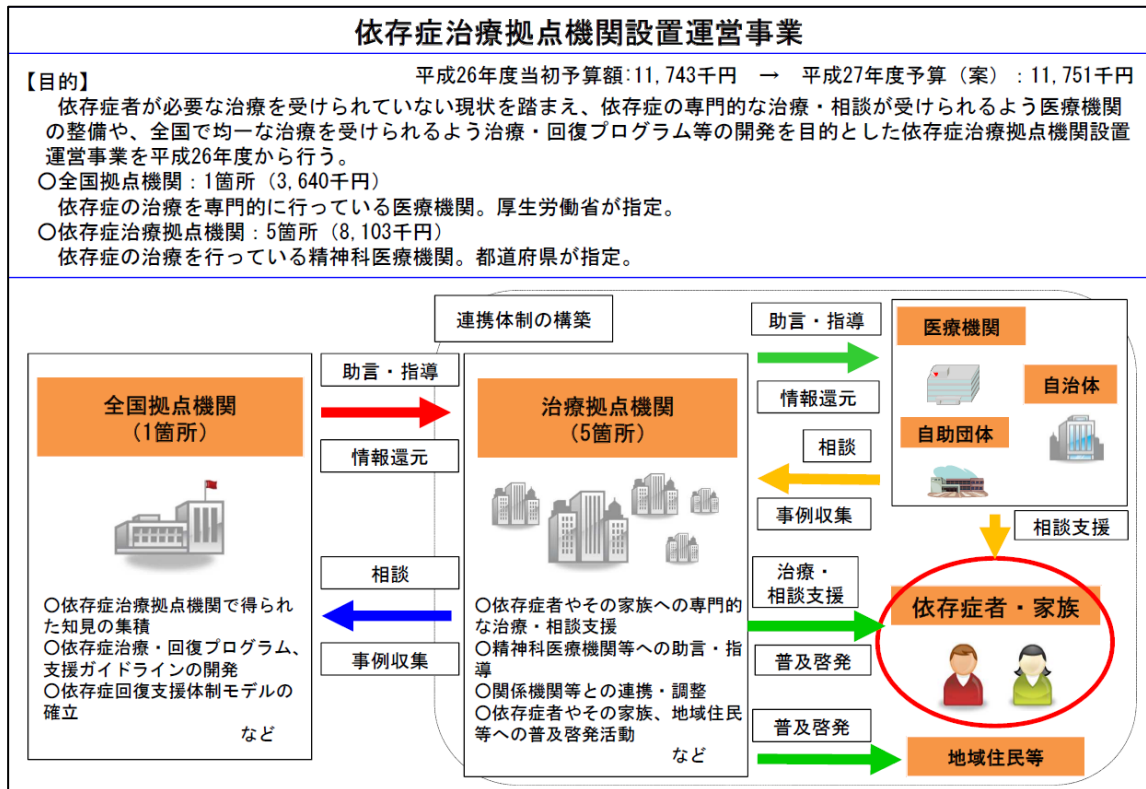
【家族支援員の主な業務内容】

- ・ 依存症家族に対する相談支援
- ・ 依存症家族への依存症回復施設（精神科医療施設、依存症リハビリ施設、自助グループ等）の紹介や連絡・調整
- ・ 依存症家族への依存症に関する普及啓発

○ 地域依存症対策支援計画事業（11,285千円）

平成 21 年度から 23 年度にかけて実施した地域依存症対策推進モデル事業において、評価・検討を行った結果、特に評価の高かった研修事業、調査・研究事業、普及啓発事業等について実施するもの。

出典：厚生労働省ホームページ



エ 調査・研究

厚生労働科学研究において、依存症に関する調査・研究を行っている。

各報告書については、厚生労働科学研究成果データベースで閲覧することができる。

また、平成28年12月には、依存症対策について部局横断的に対応するため、厚生労働大臣を本部長とする「依存症対策推進本部」が設置された。

これは、アルコール依存症対策について、「アルコール健康障害対策基本法」に基づくアルコール健康障害対策基本計画が、平成28年5月に閣議決定されたこと、また、薬物依存症対策について、刑の一部執行猶予制度が平成28年6月に施行されたことにより、薬物依存のある保護観察対象者が、地域で必要な支援を受けられる体制の整備が求められていること、さらに、ギャンブル等依存症対策について、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）²⁹が平成28年12月に成立し、同法の附帯決議において、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けることとされた状況を踏まえ、設置されたものである。

²⁹ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）…カジノ施設及び会場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となった特定複合観光施設の整備を推進する法律で、平成28年12月26日に公布・施行（ただし、第三章の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）された。

(3) 依存症対策について

- アルコール依存症対策については、「アルコール健康障害対策基本法」に基づくアルコール健康障害対策基本計画が、平成28年5月に閣議決定された。都道府県には、国の計画を基本として、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定する努力義務があることから、各都道府県におかれては、推進計画の策定に努めていただくようお願いしたい。
 なお、平成29年4月から、アルコール健康障害対策に関する業務は、内閣府から厚生労働省に移管される予定であるので、留意願いたい。
- 薬物依存症対策については、刑の一部執行猶予制度が平成28年6月に施行されたことにより、薬物依存のある保護観察対象者が、地域で必要な支援を受けられる体制の整備が求められている。
- ギャンブル等依存症対策については、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律(IR推進法)が平成28年12月に成立し、同法の附帯決議において、ギャンブル等依存症に総合的に対処するための仕組・体制を設けることとされている。
- これらの状況を踏まえ、依存症対策について部局横断的に対応するため、平成28年12月に、厚生労働大臣を本部長とする依存症対策推進本部を設置した。
 また、平成29年度予算(案)において、
 - ・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」として、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関を指定し、地域における指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、都道府県等に対する情報提供等を行うとともに、
 - ・「依存症対策総合支援事業」として、都道府県及び指定都市において、地域における人材養成や、相談拠点機関の充実、専門医療機関の指定等を行うことにより、地域の相談・支援体制づくりを推進するなど、依存症対策の大幅な拡充を図ることとしている。
- この他、地域生活支援促進事業において、地域で依存症対策に取り組む民間団体の活動の支援を行うこととしている。
- 各自治体におかれては、これらの事業の積極的な活用により、依存症対策に資する人材の養成や、関係機関との連携強化など、各地域における依存症対策の一層の推進をお願いしたい。

出典：厚生労働省ホームページ

さらに、厚生労働省障害保健福祉部の平成29年度予算案では、依存症対策として、5.3億円が計上されている。(28年度は、1.1億円)

その内訳は以下のとおりである。

■全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備【一部新規】

60百万円(28年度16百万円)

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の全国拠点機関を指定し、当該全国拠点機関により地域における指導者の養成や依存症回復施設職員への研修、都道府県等に対する情報提供等を実施し、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

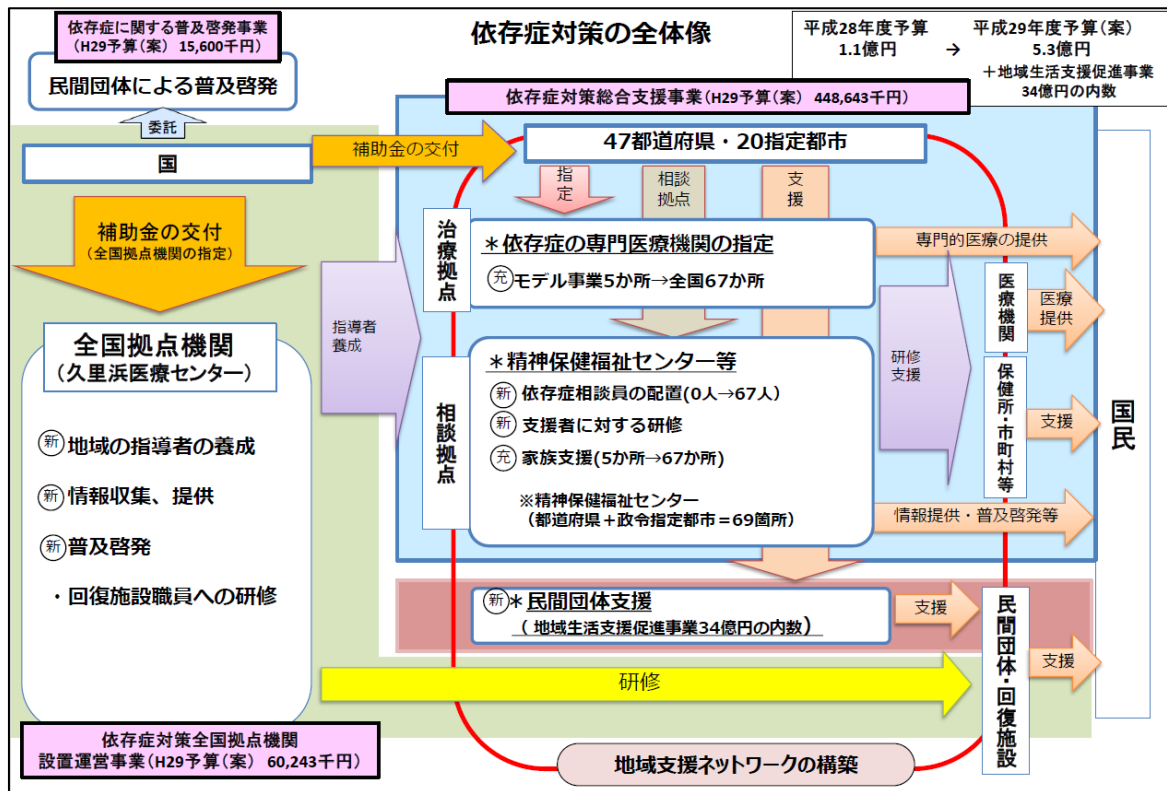
■地域における依存症の支援体制の整備【一部新規】4.5億円(28年度0.8億円)

都道府県等において、地域における人材養成や、相談拠点機関の充実、専門医療機関の指定、地域の関係機関と連携した地域の支援体制づくりのための取組や民間団体の支援を推進する。

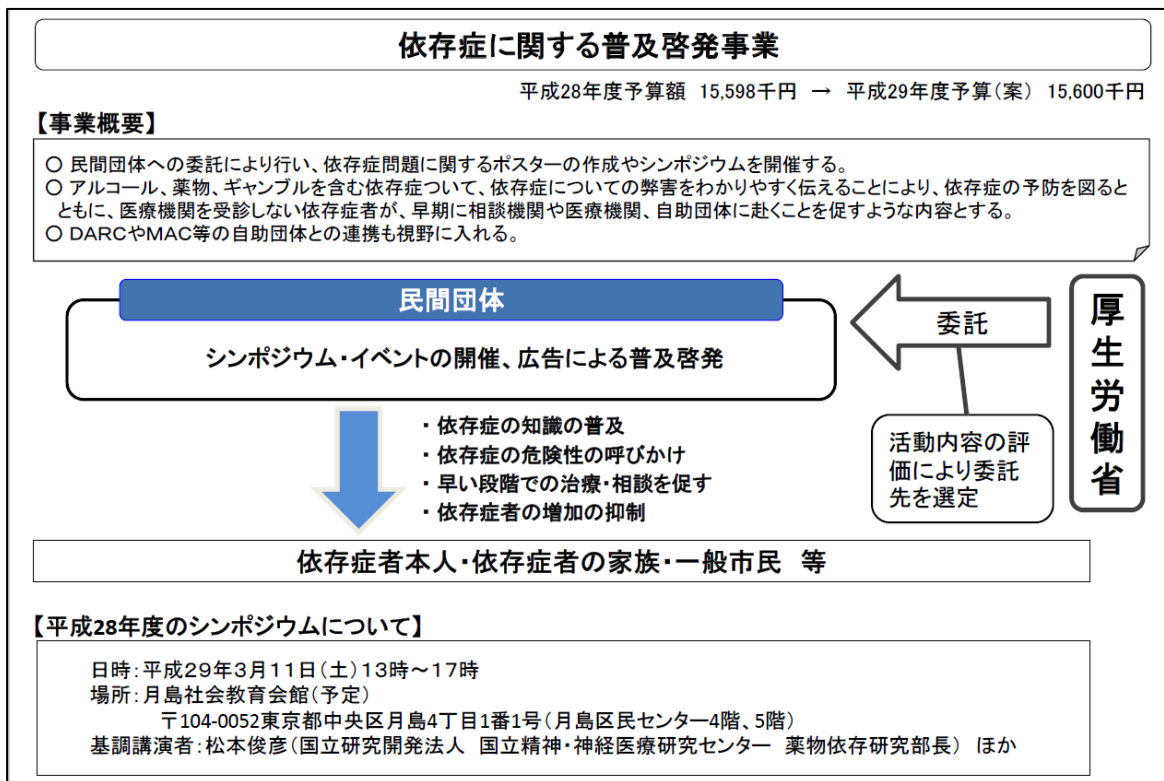
■依存症に関する普及啓発 16百万円(28年度16百万円)

依存症の正しい理解を広めるための普及啓発を実施する。

- 依存症問題に取り組む民間団体の支援 地域生活支援促進事業（34億円）の内数
 - ・ アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業
アルコール健康障害対策推進基本計画等に沿って、アルコール依存症を含むアルコールに関連する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。
 - ・ 薬物依存症問題に取り組む民間団体支援事業
薬物依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう、薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。
 - ・ ギャンブル等依存症問題に取り組む民間団体支援事業
ギャンブル等依存症の当事者及び家族が健康的な生活を営むことができるよう、ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。



出典：厚生労働省ホームページ



出典：厚生労働省ホームページ

【文部科学省】

文部科学省では、平成 28 年度に「依存症予防教育推進事業」を開始した。



これは、近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する依存症患者が社会的な問題となっており、将来的な依存症患者数の減減や、青少年健全育成の観点から国、学校のみならず、地域が一体となって児童生徒、学生、保護者、地域住民に対し、予防教育を図ることを目的とするものである。

事業の内容は、依存症予防教育を推進するため、シンポジウム等の開催や調査研究を実施するとともに、地域の社会教育施設等を活用した地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について支援等を行うものである。

【青少年の健全育成】体験活動推進プロジェクト等の充実等 （前年度予算額 : 243百万円
28年度予定額 : 298百万円）

○青少年が抱える現代的な課題を踏まえ、主体性や規範意識を持った豊かな人間性や「社会を生き抜く力」を育むため、青少年の体験活動、国際交流、読書活動等を推進する。

○スマートフォンなどの新たな情報通信機器の普及に伴う青少年の生活リズムの乱れやトラブル・犯罪被害等に対応するため、インターネットの適切な利用に向けた取組を推進する。

| | | | |
|--|--|--|--|
| 体験活動推進プロジェクト等 | 子供の読書活動推進事業 | | |
| <p style="text-align: center;">体験活動推進プロジェクト</p> <p>体験活動推進地域創生事業 等</p> <p>青少年の体験活動の理解者を増やすとともに、体験活動の裾野を広げることを目的に、都道府県や市町村ぐるみで体験活動推進に積極的に取り組む地域を支援する。【新規 2箇所】</p> | <p style="text-align: center;">読書コミュニティ拠点形成支援</p> <p>学校、図書館、読書ボランティア団体等による読書コミュニティの構築を促進するため、「子どもの読書活動推進ネットワークフォーラム」等を全国各地で開催し、それぞれの取組の紹介や子ども読書活動推進計画をはじめ、子供の読書活動を推進する諸施策(家読、ビブリオバトル)等に関する情報提供等を行う。</p> <p style="text-align: right;">【5箇所】</p> | | |
| 青少年の国際交流の推進 | 青少年を取り巻く有害環境対策の推進 | | |
| <p style="text-align: center;">地域における青少年の国際交流推進事業</p> <p>文化の異なる複数の国から青少年を招へいし、一定期間、宿泊を伴う英語による共同生活を体験する機会を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加国の文化を紹介するワークショップや世界的な課題に対するディスカッションを通じた海外に対する関心の醸成 ・英語で地域の魅力を紹介するプログラムを実施することにより、地域の歴史や文化を学ぶ機会の充実 ・外国人との共同生活を体験することにより、英語学習への抵抗感の減少 <p style="text-align: right;">【新規 5箇所】</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">海外の青少年と英語を用いて共同生活する機会を提供し、地域への愛着を持ったグローバル人材を育成</p> | <p style="text-align: center;">青少年を取り巻く有害環境対策の推進</p> <p>インターネット上の有害情報等から青少年を守るため、関係省庁やPTA等と連携しつつ、保護者や青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進する。また、「依存症予防教育推進事業」において、依存症予防教育を推進するため、シンポジウム等の開催や調査研究を実施するとともに、地域の社会教育施設等を活用した地域住民向けの「依存症予防教室」の開催等の取組について支援等を行う。</p> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;">依存症予防教育推進事業（新規）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【国における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種依存症に関する最新の動向や依存症に関する取組事例等をテーマとしたシンポジウムの開催 ●国内外の依存症に関する青少年等の実態や依存症を事前に防ぐための取組事例等について調査を実施 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>【地域における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における事情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った「依存症予防教育計画」を策定 ●医者、過去に依存症を経験した者等を引き、依存症のリスク（体験談含む）等について指導等を行う「依存症予防教室」の開催 <p style="text-align: right;">【5箇所】</p> </td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> | <p>【国における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種依存症に関する最新の動向や依存症に関する取組事例等をテーマとしたシンポジウムの開催 ●国内外の依存症に関する青少年等の実態や依存症を事前に防ぐための取組事例等について調査を実施 | <p>【地域における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における事情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った「依存症予防教育計画」を策定 ●医者、過去に依存症を経験した者等を引き、依存症のリスク（体験談含む）等について指導等を行う「依存症予防教室」の開催 <p style="text-align: right;">【5箇所】</p> |
| <p>【国における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種依存症に関する最新の動向や依存症に関する取組事例等をテーマとしたシンポジウムの開催 ●国内外の依存症に関する青少年等の実態や依存症を事前に防ぐための取組事例等について調査を実施 | <p>【地域における依存症予防教育に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域における事情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った「依存症予防教育計画」を策定 ●医者、過去に依存症を経験した者等を引き、依存症のリスク（体験談含む）等について指導等を行う「依存症予防教室」の開催 <p style="text-align: right;">【5箇所】</p> | | |

出典：文部科学省ホームページ

112

平成 28 年度は、平成 29 年 3 月に「依存症予防教育推進シンポジウム」を開催している。

「シンポジウムのチラシ」

文部科学省

依存症予防教育推進シンポジウム

近年、喫煙、飲酒、薬物、インターネット、ギャンブル等に関する各種依存症が社会的な問題となっています。将来的な依存症患者数の減減や青少年健全育成を推進するため、依存症予防教育推進シンポジウムを開催し、各種依存症の現状や事前の予防教育の取組み事例等の紹介を通じて、今後の方向性を考える機会とします。是非、御参加ください！

日時 平成 29 年 3 月 16 日 (木) 14:00～17:15
(受付開始 13:30～)

会場 文部科学省 講堂 (定員100名)
(千代田区轟が関3丁目2番2号 中央合同庁舎7号館東館3階)

参加費
無料

<基調講演> (14:10～15:00)
「依存症の仕組みと、予防教育の観点から我々ができること (仮)」
樋口 進 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長

<パネルディスカッション&トークセッション> (15:10～17:15)
「各種依存症の現状、依存症予防教育を推進するための取組事例と今後の方向性について (仮)」
◎パネリスト、【五十音順】
今成 知美 (特定非営利活動法人 A S K 代表)
嶋根 卓也 (国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部心理社会研究室長)
竹内 和雄 (兵庫県立大学環境人間学部准教授)
田中 紀子 (一般社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表)
松田 裕二 (千葉県教育庁教育政策課主幹兼教育立県推進室長)
◎コーディネーター
三原 聡子 (独) 国立病院機構久里浜医療センター主任心理療法士 【敬称略】

<申込方法>
FAX(裏面様式をご利用ください)
もしくはメールにて事前にお申し込みください。

【申込み 問合せ先】
生涯学習政策局青少年教育課推進係
TEL 03-5253-4111 (代表)
内線2966
Fax 03-6734-3795
メール seisyone@mext.go.jp

主催: 文部科学省

出典：文部科学省ホームページ

なお、平成 29 年 2 月から、平成 29 年度「依存症予防教育推進事業」の委託事業の公募を実施している。

この委託事業は、依存症予防教育を推進するため、地域を構成する地方公共団体、学校、NPO 法人、ボランティア、民間事業者、家庭等との連携等、依存症予防教育のための方策等を検討する体制の整備及び社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの「依存症予防教室」等を開催するものである。

具体的な内容は、以下のとおりである。

■ 検討委員会の設置

本事業を委託する団体は、地方公共団体職員、医療関係者、学校関係者、民間事業者、保護者等と連携し、依存症予防教育のための方策を検討する体制を整備するため、以下のようなメンバーで構成する検討委員会を設置する。検討委員会は、事業の企画立案、運営を行うとともに、事業実施後の評価検証を行う。

【構成例】

- i. 社会教育関係者
- ii. 学校関係者
- iii. 各種依存症に係る医療関係者
- iv. 行政関係者
- v. 学識有識者
- vi. その他民間・NPO 関係者等

■ 依存症予防教育計画の策定

地域における実情や課題などを整理、分析し、地域の実態に沿った依存症予防教育計画を策定する。なお、契約期間内の計画とし、趣旨・目的・事業内容・実施地域・年間スケジュール・期待される効果等の項目をたて策定する。また、全ての依存症予防教育教室が終了した後、企画検討委員会における検証を行うものとする。

■ 依存症予防教室の実施

社会教育施設等を活用し、児童生徒、学生、保護者、地域住民を対象に、有識者や医療関係者、過去に依存症を経験した者等を招き、依存症のリスク（体験談を含む）や予防方策等の指導、助言等を行う、「依存症予防教室」を開催する。

なお、委託先は、都道府県若しくは市区町村レベルでの取組を企画・実施できる地方公共団体、法人格を有する団体又は一定の要件を満たす任意団体としている。

出典：文部科学省ホームページ

②アルコール依存症に対する取組

【アルコール健康障害対策基本法】

不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、それが本人及び家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことなどから、アルコール問題議員連盟の働きかけのもと、「アルコール健康障害対策基本法」が制定された。

■アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）

（法律の主な柱）

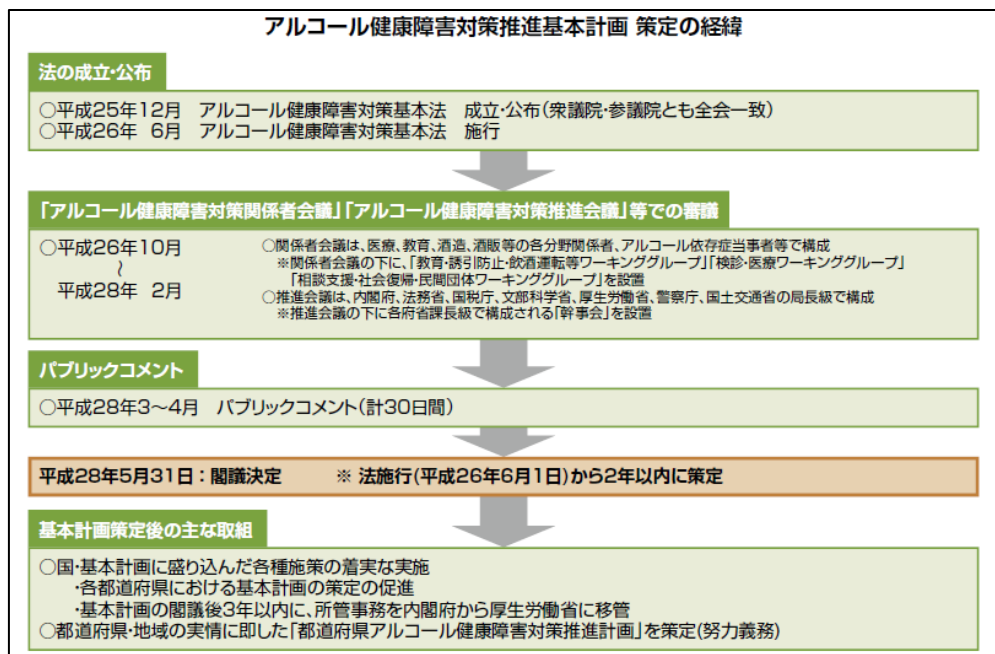
- ・アルコール健康障害対策を推進するための「目的」
- ・アルコール健康障害の「定義」
- ・法の「基本理念」
- ・国及び地方公共団体の「責務」
- ・「アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定
- ・都道府県における「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」の策定
- ・アルコール健康障害対策に関する「基本的施策」

■アルコール健康障害対策推進基本計画

法律の施行を受け、平成28年5月に「アルコール健康障害対策推進計画」が閣議決定された。

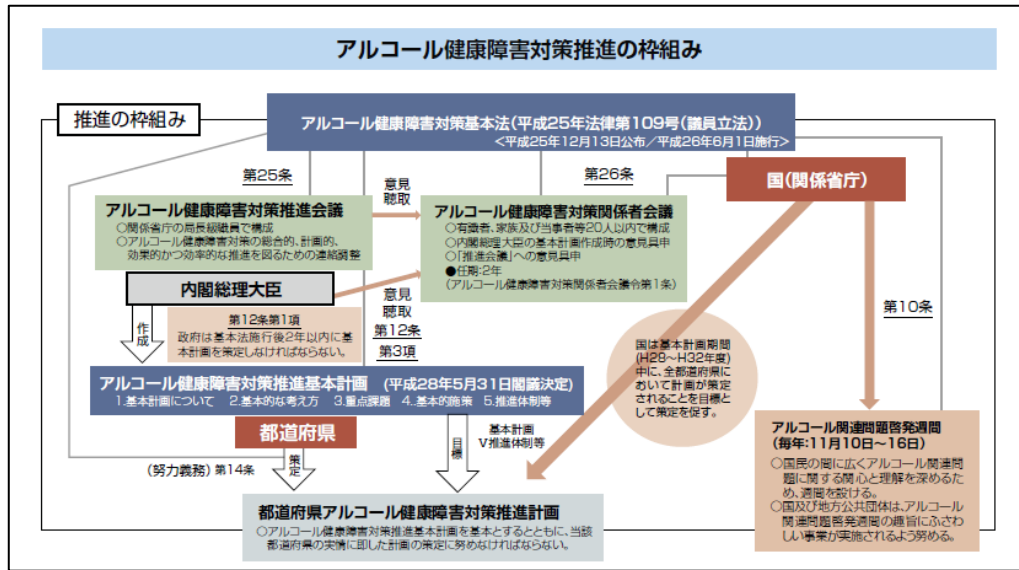
計画の検討にあたっては、有識者等による「アルコール健康障害対策関係者会議」、によって検討されるとともに、様々な分野に渡る施策の連携の重要性から、関係省庁で構成する「アルコール健康障害対策推進会議」が設置された。

「アルコール健康障害対策ガイドブック」



出典：内閣府ホームページ

「アルコール健康障害対策ガイドブック」



アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

(計画対象期間:平成28年度から平成32年度まで)

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|---------------------|-----------------------|----------------------------|-------------|----------------|---------------------|---------|---------------------------------|-----------|
| <p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生・進行・再発の各段階での防止対策/当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援 ○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮 | <p>基本的な方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり ○誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり ○医療における質の向上と連携の促進 ○アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり | | | | | | | | | | |
| <p>基本計画で取り組むべき重点課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 <p>(1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発 ※未成年者、妊産婦、若い世代 (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 <p>(1)アルコール健康障害への早期介入 (2)地域における相談拠点の明確化 (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、 (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備</p> | | | | | | | | | | |
| <p>基本的施策</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>①教育の振興等</td> <td>⑥相談支援等</td> </tr> <tr> <td>②不適切な飲酒の誘引の防止</td> <td>⑦社会復帰の支援</td> </tr> <tr> <td>③健康診断及び保健指導</td> <td>⑧民間団体の活動に対する支援</td> </tr> <tr> <td>④アルコール健康障害に係る医療の充実等</td> <td>⑨人材の確保等</td> </tr> <tr> <td>⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等</td> <td>⑩調査研究の推進等</td> </tr> </table> | | ①教育の振興等 | ⑥相談支援等 | ②不適切な飲酒の誘引の防止 | ⑦社会復帰の支援 | ③健康診断及び保健指導 | ⑧民間団体の活動に対する支援 | ④アルコール健康障害に係る医療の充実等 | ⑨人材の確保等 | ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 | ⑩調査研究の推進等 |
| ①教育の振興等 | ⑥相談支援等 | | | | | | | | | | |
| ②不適切な飲酒の誘引の防止 | ⑦社会復帰の支援 | | | | | | | | | | |
| ③健康診断及び保健指導 | ⑧民間団体の活動に対する支援 | | | | | | | | | | |
| ④アルコール健康障害に係る医療の充実等 | ⑨人材の確保等 | | | | | | | | | | |
| ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 | ⑩調査研究の推進等 | | | | | | | | | | |
| <p>その他推進体制等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>関連施策との有機的な連携</td> <td>都道府県における都道府県推進計画の策定</td> </tr> <tr> <td>基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管</td> <td>実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討</td> </tr> </table> | | 関連施策との有機的な連携 | 都道府県における都道府県推進計画の策定 | 基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管 | 実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討 | | | | | | |
| 関連施策との有機的な連携 | 都道府県における都道府県推進計画の策定 | | | | | | | | | | |
| 基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管 | 実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討 | | | | | | | | | | |

出典：内閣府ホームページ

③薬物依存症に対する取組

【政府全体（抜粋）】

青少年に対する予防教育、薬物依存者の社会復帰支援、密売組織の徹底した取締り、密輸入防止に向けた水際対策、国際的な連携・協力の推進などに取組んでいる。内閣府は、企画・立案や総合調整を担う官庁として施策全体の基本方針として「第四次薬物乱用防止五か年戦略」をとりまとめ、これに基づき関係省庁が対策を実施し、平成26年7月に「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」をとりまとめ、薬物乱用防止に向けて対応している。

平成28年6月の薬物乱用対策推進会議において、平成27年中の情勢確認及び「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」フォローアップの概要と当面の課題を次のようにとりまとめた。

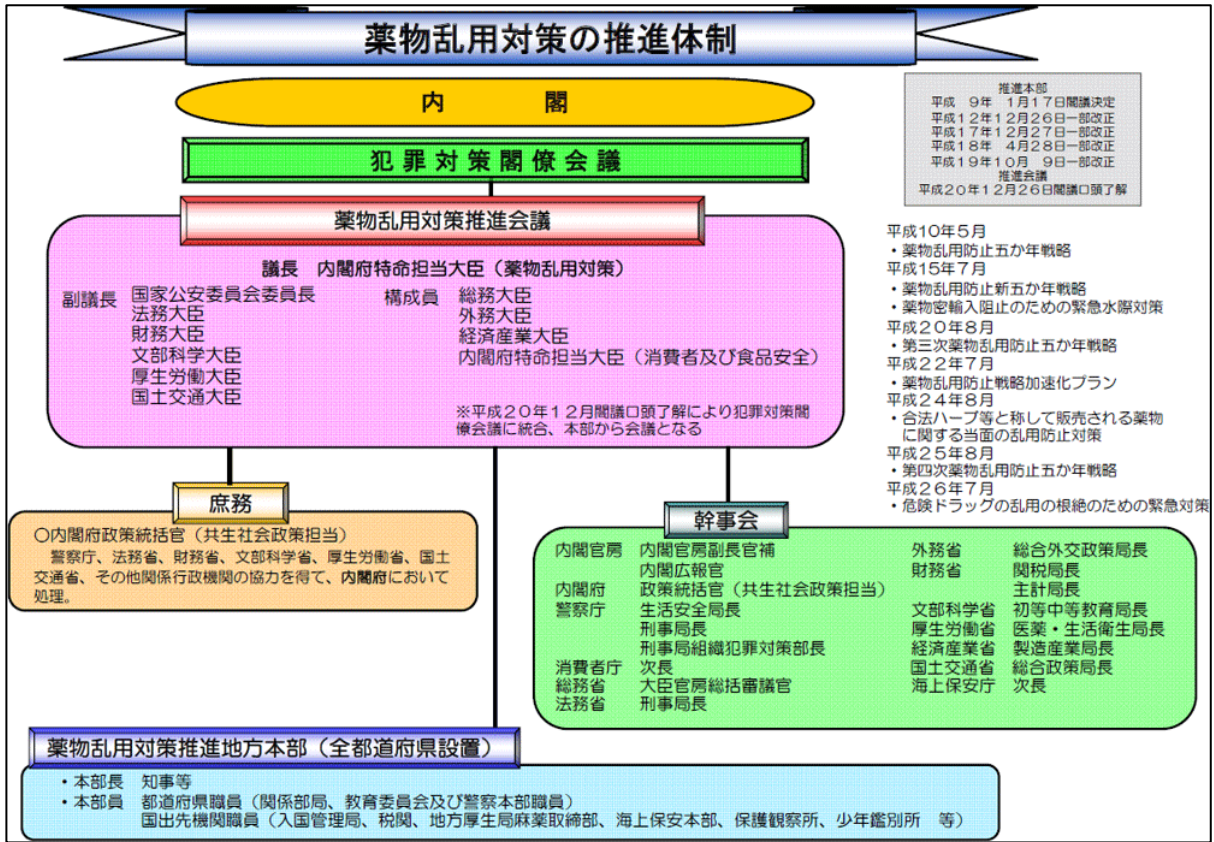
- 目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進
- 目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底
- 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化
- 目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止
- 目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

当面の主な課題

平成27年中の我が国の薬物情勢は、危険ドラッグに対する規制が強化され、街頭店舗を全て閉鎖させるなど一定の成果が見られたものの、覚醒剤事犯の検挙人員は約1万1千人と高止まりであるほか、大麻事犯の検挙人員が5年ぶりに2,000人を超えるなど、国内における根強い薬物需要と供給元の存在がうかがわれる。

このため、特に蔓延が懸念される青少年への大麻の乱用防止に対して重点的な対策を講じつつ、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づく総合的な取組を引き続き推進する必要がある。

薬物乱用対策、薬物乱用対策の推進体制



出典：内閣府ホームページ

■薬物乱用対策の啓発資料の作成

「青少年向け啓発資料：薬物乱用対策マンガたった一度の過ち」（平成28年度）

「ストップ！危険ドラッグに手を出すな！」



出典：内閣府ホームページ

【厚生労働省（抜粋）】

薬物の乱用防止対策を実施するには、徹底した取締りの実施(供給遮断)と薬物乱用者を発生させない対策(需要削減)の両面から実施することが重要であるとの観点から、供給遮断については、全国の地方厚生(支)局にある麻薬取締部において、各種の取締り対策を実施している。

需要削減については、予防啓発・再乱用防止の観点から、鋭意対応を実施している。

■薬物乱用防止の相談窓口の設置

全国の精神保健福祉センター、保健所等

■薬物乱用防止啓発訪問事業

学校、地域のイベント等からの派遣要請に応じて、講師が訪問し、啓発資料を用いて、薬物乱用防止に関する正しい知識を普及するための事業。

■薬物乱用防止指導員養成事業

薬物乱用防止教室等を行う薬物乱用防止指導員を養成するための事業。

■薬物乱用防止キャラバンカー³⁰の派遣

薬物乱用防止キャラバンカーは、学校及び地域社会で薬物乱用防止に関する正しい知識の普及、啓発活動を推進するために開発された。

■医療用麻薬³¹・向精神薬³²の適正管理

■薬物の指定

所持、使用、購入、販売、授与等を禁止する薬物を指定し、国民への喚起とともに販売業者への指導取締を強化する。

■再乱用防止対策講習会の開催

北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区でそれぞれ1回開催（平成28年度）

■危険ドラッグに関連する事例や健康被害に関する情報の収集、提供、相談の実施

³⁰ 薬物乱用防止キャラバンカー…学校及び地域社会で薬物乱用防止に関する正しい知識の普及、啓発活動を推進するために開発されたもので、子供から大人まで、薬物乱用の恐ろしさを体感的に学習できるようになっている。

³¹ 医療用麻薬…がんの痛みの治療の中心となる薬剤で、有効性の高い痛み止め。

³² 向精神薬…中枢神経に作用し精神機能（心の働き）に影響を及ぼす薬物の総称。

あやしいヤクブツ連絡ネット³³ (ポスター)
あやしいヤクブツ連絡ネット (リーフレット)

■大麻・けし撲滅運動の実施

「不正大麻・けし撲滅運動(ポスター)」
「大麻の不正栽培は犯罪です！(ポスター)」
「大麻種子は輸入できません！(ポスター)」
「大麻・けしの見分け方(パンフレット) (平成 28 年度)」

■政府インターネットテレビの掲載

³³ あやしいヤクブツ連絡ネット…医薬品の個人輸入や指定薬物等の情報が掲載されている。

■薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ」啓発資料

「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」子供たちを薬物乱用から守るために(小学6年生保護者向け)」
(平成 28 年度)

「薬物について誤解をしていませんか(高校卒業予定者向け)」(平成 28 年度)



「薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」健康に生きようパート 29(青少年向け)」
(平成 27 年度)

「薬物の乱用は、あなたとあなたの周りの社会をダメにします! (一般啓発用)」
(平成 28 年度)



『ダメ。ゼッタイ。』普及運動リーフレット(平成 28 年 6 月)

| <p>薬物についての相談窓口</p> <p>山形県青少年相談センター 011-728-1906 東京厚生労働局 012-227-5700 厚労省青少年相談センター 03-3512-8690 東京都青少年相談センター 045-261-5716 東京都青少年相談センター 012-961-7600 厚生労働省青少年相談センター 06-949-3379 兵庫県青少年相談センター 079-951-6482 中国四国青少年相談センター 082-228-8974 四国青少年相談センター 087-823-8800 九州青少年相談センター 092-41-0999 九州青少年相談センター 093-591-3561 九州青少年相談センター 096-654-0999</p> <p>本運動を支援している機関</p> <p>厚生労働省、都道府県、保健・福祉センター、民間団体、NPO、市民団体、青少年相談センター、警察、消防、法務、教育委員会、労働委員会、文部科学省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁</p> <p>高上保健会、ガートスカウト日本連盟、国際フットボール連盟、日本サッカー協会、日本サッカー協会少年部、日本サッカー協会女子部、日本サッカー協会U-18、日本サッカー協会U-15、日本サッカー協会U-12、日本サッカー協会U-9、日本サッカー協会U-6、日本サッカー協会U-3、日本サッカー協会U-2、日本サッカー協会U-1、日本サッカー協会U-0</p> <p>この運動の成果は、あなたとあなたの周りの社会に広がります。ご連絡下さい。 (公開) 東京・厚生労働省青少年相談センター 03-3512-7436まで (お問い合わせ) 山形県青少年相談センター 011-728-1906まで</p> | <p>国連支援基金のご紹介</p> <p>国連支援基金とは 本運動は、国連の「新薬物乱用削減宣言(2009年~2019年)」を基に、国内における薬物乱用防止活動の促進を図るため、1993年から「ダメ。ゼッタイ。」の普及運動を支援する活動を行っています。</p> <p>本運動において、支援が最も多い国連機関は、国連で最も多く寄付を行って下さった国連の国連基金(UNFUND)です。UNFUNDの寄付金は、国連の国連基金(UNFUND)へ寄付されており、UNFUNDを通じて、国連の国連基金(UNFUND)に寄付されています。</p> <p>2015年度「国連支援基金総額」 35,572,998円</p> <p>国連支援基金の活用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国名</th> <th>件数</th> <th>総額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ合衆国</td> <td>3</td> <td>22,800</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>4</td> <td>30,200</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>5</td> <td>39,300</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>3</td> <td>19,800</td> </tr> <tr> <td>スペイン</td> <td>2</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>116,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>国連支援基金への協力をお願いします。 郵便番号 00140-8-612164 「ダメ。ゼッタイ。」国連支援基金</p> | 国名 | 件数 | 総額(円) | アメリカ合衆国 | 3 | 22,800 | ドイツ | 4 | 30,200 | フランス | 5 | 39,300 | イタリア | 3 | 19,800 | スペイン | 2 | 5,000 | 合計 | 17 | 116,900 | <p>新国連薬物乱用削減宣言(2009年~2019年) UNITED NATIONS NEW DECLARATION ON DRUG DEMAND REDUCTION 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 あらゆる薬物乱用をなくそう。</p> <p>危険ドラッグは「ダメ。ゼッタイ。」 毒だ!!</p> <p>厚生労働省・都道府県 麻薬・覚せい剤乱用防止センター</p> |
|---|--|---------|----|-------|---------|---|--------|-----|---|--------|------|---|--------|------|---|--------|------|---|-------|----|----|---------|---|
| 国名 | 件数 | 総額(円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アメリカ合衆国 | 3 | 22,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ドイツ | 4 | 30,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| フランス | 5 | 39,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| イタリア | 3 | 19,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スペイン | 2 | 5,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 17 | 116,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【文部科学省（抜粋）】

■薬物乱用防止教育等推進事業

危険ドラッグ等、乱用される薬物が多様化しており、青少年への広がり懸念される中、薬物乱用防止教育の充実を図るため、引き続き薬物乱用防止教室推進のための講習会の実施とともに、大学生向けの啓発教材の作成等を行う。また、平成26年度にアルコール健康障害対策基本法が成立したことを踏まえ、喫煙、飲酒に関する内容を含むシンポジウムを行う。

■薬物乱用防止教育の取組

■児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成・配布、大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成・配布

■日本学校保健会³⁴と連携

【法務省】

■薬物地域支援研究会提言（平成26年9月）

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する当面の対策」について
薬物事犯者は他の犯罪をした者と比べて再犯に至ることが多く、その再犯防止は政府の重要な課題の一つとなっている。

薬物事犯者の再犯（再使用）を防止するためには、刑事司法機関が指導等を行うだけでなく、地域の医療・保健・福祉機関、民間団体等と緊密に連携し、これらの者の薬物依存からの回復、立ち直りを継続的に支えていく必要がある。法務省保護局においては、今回提出された提言を踏まえ、関係省庁と協議を重ね、薬物事犯者の再犯を防止するための施策を一層推進していくこととする。

■薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン

（平成27年11月）

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を、法務省及び厚生労働省においては、同ガイドラインが実効性あるものとなるよう、関係省庁、関係機関及び民間支援団体とこれまで以上に緊密に連携し、薬物依存者の社会復帰支援と再犯防止対策の充実強化に努めていくこととしている。

■薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年7月）

薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策として、2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークを構築し、薬物

³⁴ 日本学校保健会…学校保健の向上発展を目的として設立された団体。子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供、新たな問題への対策など、学校保健に関する様々な活動を行っている。

依存からの回復に向けた矯正施設³⁵・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して実施することで、薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が薬物依存からの回復に必要な専門的な指導や医療機関による治療等を受けられるようにすることを目指している。

■薬物防止パンフレット 作成、配布

「薬物乱用のない社会を冊子の表紙」



出典：警察庁ホームページ

³⁵ 矯正施設…刑務所、少年刑務所、拘置所及び少年院。

④ギャンブル依存症に対する取組

【政府全体】

平成 28 年 12 月 26 日に、第 1 回ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が開催された。

これは、IR 推進法の成立を契機に、幅広くギャンブル等依存症全般について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって包括的な対策を推進するため開催されたものである。

会議は、内閣官房長官が主宰し、構成員は以下のとおりである。

| |
|---|
| ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議 構成員 |
| 総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、国家公安委員会委員長及び内閣官房長官 |

出典：首相官邸ホームページ

また、平成 29 年 1 月 23 日には、第 1 回「ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議幹事会」が開催された。幹事会の構成は以下のとおりである。

| | |
|---------------------------|--|
| ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議幹事会 構成 | |
| 議長 | 内閣官房副長官（事務） |
| 副議長 | 内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当） 内閣官房副長官補（内政担当） |
| 構成員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） 警察庁生活安全局長 金融庁総務企画局長 消費者庁次長 総務省自治財政局長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省生産局長 経済産業省製造産業局長 国土交通省海事局長 |

出典：首相官邸ホームページ

この第1回幹事会では、「ギャンブル等依存症対策推進チーム」の設置が決定された。

推進チームの構成は、以下のとおりである。

| ギャンブル等依存症対策推進チーム 構成 | |
|---------------------|---|
| チーム長 | 内閣官房副長官補（内政担当） |
| 副チーム長 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） |
| 構成員 | 警察庁生活安全局長 金融庁総務企画局長 消費者庁次長 総務省自治財政局長 文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省生産局長 経済産業省製造産業局長 国土交通省海事局長 その他チーム長が指名する関係府省庁等の職員 |

出典：首相官邸ホームページ

【農林水産省】

農林水産省は、競馬法に基づき、競馬を所管しており、主催者の取組とあわせ、以下の取組を実施している。

競馬におけるギャンブル等依存症への取組

資料5

平成28年12月26日
農林水産省

1. お客様への対応

- 各競馬主催者は、本人や家族等からのギャンブル等依存症に関する相談に対し、お客様相談窓口を通じて対応。
- お客様相談窓口においては、申出のあった本人や家族との面談や、要望があれば専門的診療を行っている病院の情報提供を行うなど必要な対応を実施。

2. 競馬の広告規制

社会への影響の大きい広告宣伝については、民間放送局などのメディア側に厳しい審査基準が設けられており、例えば『勝った、儲かった』など勝馬投票券の購入意欲を刺激するような表現などは、テレビCM等で使用できないよう厳しく規制。

※ギャンブル等依存症への直接的な取組ではないものの、下記の措置を実施。

3. 競馬の開催規制

競馬法第3条等に基づき、年間開催日数や競走数を制限。特に中央競馬の開催については、原則土曜日・日曜日の開催に限定。

4. 勝馬投票券の購入規制

- 未成年者については、競馬法第28条に基づき、勝馬投票券の購入を禁止。
- 競馬場及び場外発売所において、投票所付近に整理員を配置するとともに、場内の巡回を行い年齢確認を実施。
- インターネット投票においては、インターネット会員への加入時に身分証明書等での年齢の確認を実施。

出典：首相官邸ホームページ

勝馬投票券³⁶、競馬法第3条³⁷、競馬法第28条³⁸

³⁶ 勝馬投票券…馬券の正式名称。

³⁷ 競馬法第3条…【競馬の開催】中央競馬は、次に掲げる事項につき農林水産省令で定める範囲を超え、又は農林水産省令で定める日取りに反して、開催してはならない。(競馬法)

³⁸ 競馬法第28条…【勝馬投票券の購入等の制限】未成年者は、勝馬投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。(競馬法)

【経済産業省】

経済産業省は、自転車競技法に基づき、競輪を所管するとともに、小型自動車競走法に基づき、オートレースを所管しており、主催者の取組とあわせ、以下の取組を実施している。

資料6

競輪・オートレースにおけるギャンブル等依存症対策について

平成28年12月26日
経済産業省

- 競輪・オートレースの振興法人である「公益財団法人 J K A」のお客様相談センターにおいて、ギャンブル等依存症に関する相談があった場合は、治療を受けることができる医療機関を紹介している。
- また、ギャンブル等依存症への直接的な取組ではないものの、レース開催日数の制限、インターネット会員加入時の年齢確認を含めた未成年者の車券購入制限等の措置を講じている。
- 加えて、競輪・オートレースの広報・宣伝は、民間放送局などの基準に合わせ、射幸心を過度に煽らない内容としている。

出典：首相官邸ホームページ

射幸心³⁹

³⁹ 射幸心…まぐれ当たりによる利益を願う気持ち。

【国土交通省】

国土交通省は、モーターボート競争法に基づき、モーターボート競走を所管しており、主催者の取組とあわせ、以下の取組を実施している。

| |
|---|
| 資料8 |
| モーターボート競走におけるギャンブル等依存症への取組 |
| 平成28年12月 国土交通省 |
| <p>○ <u>国土交通省は、モーターボート競走法に基づき、モーターボート競走を所管。</u></p> <p>○ <u>地方自治体である施行者は、依存症対策として、以下の取組みを実施。</u></p> <p>(1)お客様相談窓口等における対応 ギャンブル依存症については、各競走場にお客様相談窓口を設けてご相談に応じるとともに、医療機関を紹介する等、必要な対応を実施。</p> <p>(2)広告、宣伝についての制限 広告宣伝については、射幸心を過度にあおらないよう配慮すべきとの各メディア側の基準に則って実施。 (テレビCMにおいては、舟券の購入行為に関する表現、的中して儲かったという表現、電話投票サイトURL等の掲出等を制限。)</p> <p>○ 国土交通省としては、関係省庁と連携しながら、積極的に協力。</p> |

出典：首相官邸ホームページ

⑤調査・研究

厚生労働省が、「厚生労働科学研究」において、依存症に関する調査・研究を行っている。報告書は、「厚生労働科学研究成果データベース」に公開している。

このデータベースには、平成 29 年 3 月 1 日現在、平成 9 年度から 27 年までの研究成果が公開されている。

このうち、研究課題名で「依存症」を含むものは 11 件あり、内訳は、依存症全般 2 件、アルコール 4 件、薬物 5 件となり、ギャンブルは 0 件であった。

| 分野 | 研究課題名 | | 研究年度 |
|-------|-------|--|--------------------|
| 依存症全般 | 1 | 様々な依存症の実態把握と回復プログラム策定・推進のための研究 | 平成 25 年度 ～27 年度 |
| | 2 | 様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究 | 平成 22 年度 ～24 年度 |
| アルコール | 1 | アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究 | 平成 26 年度 ～28 年度 |
| | 2 | アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究 | 平成 16 年度 ～18 年度 |
| | 3 | アルコール依存症のリハビリテーション施設と支援プログラムの在り方に関する研究 | 平成 15 年度 |
| | 4 | アルコール依存症の疫学と予防に関する総合的研究 | 平成 10 年度 ～12 年度 |
| 薬物 | 1 | 危険ドラッグを含む薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究 | 平成 27 年度 ～28 年度 |
| | 2 | 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究 | 平成 25 年度 ～26 年度 |
| | 3 | 薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社会資源の現状と課題に関する研究 | 平成 23 年度 ～24 年度 |
| | 4 | 薬物依存症に対する認知行動療法プログラムの開発と効果に関する研究 | 平成 22 年度 ～24 年度 |
| | 5 | 乱用薬物による神経毒性・依存症に対する診断・予防及び治療法に関する研究 | 平成 19 年度 ～21 年度 |
| ギャンブル | | 該当なし | |

なお、ギャンブルについては、平成 25 年度の「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」(研究代表者：樋口進(国立病院機構久里浜医療センター 臨床研究部))において、アルコール依存症に関する調査に付随して、ギャンブル等依存症に関する調査を実施している。

さらに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) の平成 28 年度「障害者対策総合研究開発事業」(ウ) 精神障害分野における「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」(研究代表者：松下幸生(独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター))において、ギャンブル等依存症に関する調査を実施している。

各分野の主な調査・研究の概要は以下のとおりである。

【依存症全般】

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 1 様々な依存症の実態把握と回復プログラム策定・推進のための研究 |
| 研究年度 | 平成 25 年度～27 年度 |
| 研究代表者 | 宮岡 等(北里大学 1) 医学部精神科学 2) 東病院) |
| 研究目的 | 1) 回復プログラムの普及・均てん化が求められる薬物依存、2) 実態把握や診断・治療ガイドラインが十分ではないインターネット嗜癖 ⁴⁰ 、3) 回復プログラムの策定が求められる病的ギャンブリング ⁴¹ 、4) 地域差の大きい薬物依存に対する行政機関間連携を対象に研究を行う。 |
| 結 論 | 1) SMARPP や GIFT が依存症者本人ならびに家族の支援ツールとして、一定の有効性・有用性を有する可能性が示唆された。 2) インターネット嗜癖患者の臨床特性が明らかにされた。インターネット嗜癖の経時的変化、リスク要因同定のための縦断調査ベースライン結果が解析された。 3) 病的ギャンブリング支援における家族援助の重要性、家族に対する心理教育プログラムの有用性が示された。多重債務者には社会適応が困難な者が多く、ギャンブルに関する問題以前の生活上の課題を支援する重要性が示された。 4) 行政機関間連携において保健所職員に対する研修の効果が示唆されるとともに、現実的な課題も浮き彫りにされた。 |
| ホームページ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201516019B |

⁴⁰ インターネット嗜癖…インターネットに過度に没入してしまうあまり、コンピューターや携帯が使用できないと何らかの情緒的苛立ちを感じることで、また実生活における人間関係を煩わしく感じたり、通常の対人関係や日常生活の心身状態に弊害が生じているにも関わらず、インターネットに精神的に嗜癖してしまう状態。

⁴¹ 病的ギャンブリング…ギャンブル依存のこと。

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 2 様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究 |
| 研究年度 | 平成 22 年度～24 年度 |
| 研究代表者 | 宮岡 等(北里大学 1) 医学部精神科学 2) 東病院精神神経科) |
| 研究目的 | 依存症の中で、これまで検討される機会が少ない1) 重複障害 ⁴² を有するアルコール・薬物依存、2) 向精神薬乱用・依存、3) 病的ギャンブリング、4) インターネット嗜癖の実態を明らかにするとともに、医療、福祉がどのように対応し治療システムを構築すべきかを明らかにすること |
| 結 論 | <p>1) 回復援助のみならず、自殺対策という視点においても重複障害への対応を標準化する必要性が明らかとなった。さらに作成された対応ガイドラインは冊子化され、これに寄与することが期待できる。</p> <p>2) 向精神薬乱用・依存は精神科診療に続発して生じている可能性が高いこと、薬剤師の対応力向上とともに、精神科医に努力の余地があることが明らかとなった。</p> <p>3) 病的ギャンブリングの病型に対応した援助のフローチャート、多機関連携案等の資料は関係機関で活用される。</p> <p>4) 今後のインターネット嗜癖に関する調査票等を検討する上で重要な示唆が得られた。</p> <p>5) 行政機関における薬物依存症への相談対応ガイドラインにより、相談対応の地域差が減じられ質が高まることが期待される。</p> |
| ホームページ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201224064B |

⁴² 重複障害…認定のあり方にも関わるため、厚生行政と学校教育法における定義が異なり、明確な定義はないが、2つ以上の障害を併せ有すること。

【アルコール】

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 1 アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究 |
| 研究年度 | 平成 26 年度～28 年度 |
| 研究代表者 | 宮岡 等(北里大学 1) 医学部精神科学 2) 東病院) |
| 研究目的 | アルコール依存症（以後、ア症と略）の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などをその目的とする。また、合わせて、家族に対する支援事業や、ア症の啓発を推進するための研究や事業も実施する。 |
| 結 論 | 28 年度末に策定予定 |
| ホームペーシ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201419046A |

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 2 アルコール依存症の社会復帰施設の実態把握と支援モデル構築に関する研究 |
| 研究年度 | 平成 16 年度～18 年度 |
| 研究代表者 | 樋口 進(独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター) |
| 研究目的 | アルコール依存症（以下ア症）者の社会復帰に関する基礎資料の提供を主たる目的としている。研究結果を基に、最終的にア症者を対象とする社会復帰施設の在り方に関する提言を行う。 |
| 結 論 | 当初予定していた調査等は全て実施した。調査から社会復帰施設の現状や社会復帰に関連したア症の特性等を明らかにした。また、社会復帰施設の必要数および現時点での不足数を明らかにした。数以外の「施設の在り方」についてはデータの解析を更に進めて、今後明らかにしていく予定である。 |
| ホームペーシ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=200626009B |

【薬物】

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 1 危険ドラッグを含む薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究 |
| 研究年度 | 平成 27 年度～28 年度 |
| 研究代表者 | 嶋根 卓也(国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部) |
| 研究目的 | <p>薬物使用に関する全国住民調査、飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識調査、全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究、全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査によって、国内の薬物乱用・依存状況の実態把握を行う。</p> <p>また、海外での「危険ドラッグ」を含む薬物乱用・依存の実態について調査し、その結果をわが国の薬物乱用・依存対策評価のための資料に供する。</p> <p>さらに、民間回復支援施設における課題を解明するとともに、精神保健福祉センターで導入されている家族向けの心理教育プログラム（ワークブック形式）の効果測定を行うことで、精神保健福祉センターや、民間回復支援施設における再乱用防止体制を明らかにする。</p> |
| 結 論 | 28 年度末に策定予定 |
| ホームページ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201523004A |

| | |
|--------|---|
| 名 称 | 2 「脱法ドラッグ」を含む薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の「回復」とその家族に対する支援に関する研究 |
| 研究年度 | 平成 25 年度～26 年度 |
| 研究代表者 | 和田 清(国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所薬物依存研究部) |
| 研究目的 | 薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。 |
| 結 論 | 未公表（25 年度研究のみ公表） |
| ホームページ | http://mhlw-grants.niph.go.jp/niph/search/NIDD00.do?resrchNum=201328063A |

【ギャンブル】

ギャンブル等依存症に関する実態把握について

1. 平成25年度調査研究(樋口進:国立病院機構 久里浜医療センター院長による調査)

- ・調査概要:アルコール依存症に関する調査に付随して、ギャンブル等依存症に関する調査を実施。
- ・調査方法:全国の成人4153人に対し、国際的に用いられる簡易な調査票(4ページ)によるアンケート調査を実施(無作為に抽出した7052人に協力依頼をし、回答率は58.9%)。
- ・調査結果:「ギャンブル等依存症が疑われる者」を成人の4.8%と推計。
(推計値にはパチンコ等の遊戯を行う者が含まれている)

2. 平成28年度調査研究(日本医療研究開発機構が国立病院機構久里浜医療センターに委託して実施)

- ・調査方法:11都市(*1)に居住する成人2200人を無作為に抽出し、そのうち協力を得た者を対象に、国際的な診断基準に基づく詳細な調査票(17ページ)を用いて面接調査を実施。
併せて同意を得た者には、医師による診断も実施。(依存しているギャンブル等も分析する。)
(*1)11都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京23区、川崎市、横浜市、相模原市、名古屋市、大阪市、福岡市)
- ・今後の予定:平成28年度中に都市部の成人における「ギャンブル等依存症」の患者の割合を推計する予定。平成29年度は、平成28年度と同じ研究体制で、調査対象者を全国規模に拡大して、国内における「ギャンブル等依存症」の患者数を推計する予定。

1

出典:首相官邸ホームページ

表9 ギャンブル依存の割合

| 年齢階級 | 2008年(n=4123) | | 2013年(n=4153) | |
|-------------|---------------|-----------|---------------|-----------|
| | 男(n=1880) | 女(n=2243) | 男(n=1869) | 女(n=2284) |
| 20 ~ 24 | 10.1% | 1.1% | 4.3% | 1.6% |
| 25 ~ 29 | 14.1% | 6.0% | 10.8% | 4.2% |
| 30 ~ 34 | 12.6% | 1.6% | 17.2% | 5.3% |
| 35 ~ 39 | 8.7% | 4.3% | 10.8% | 1.9% |
| 40 ~ 44 | 17.7% | 0.5% | 14.0% | 3.6% |
| 45 ~ 49 | 12.7% | 2.2% | 9.2% | 0.6% |
| 50 ~ 54 | 6.5% | 1.5% | 6.6% | 1.0% |
| 55 ~ 59 | 9.2% | 0.9% | 7.6% | 1.0% |
| 60 ~ 64 | 9.8% | 2.3% | 6.9% | 1.1% |
| 65 ~ 69 | 6.3% | 0.4% | 8.7% | 1.9% |
| 70 ~ 74 | 3.5% | 0.6% | 4.2% | 0.4% |
| 75 ~ 79 | 3.3% | 0.0% | 5.9% | 0.0% |
| 80 ~ 84 | 5.7% | 0.0% | 3.5% | 0.0% |
| 85 歳以上 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 2.0% |
| 粗率 | 9.0% | 1.6% | 8.0% | 1.6% |
| 調整率(2008基準) | 9.6% | 1.6% | 8.8% | 1.8% |
| 検定結果 vs2008 | | | p=0.43 | p=0.63 |

男女とも有意な増減が認められなかった。

出典:厚生労働科学研究成果データベース